

令和6年4月26日

本科4・5年生及び専攻科生の  
学生及びその保護者 各位

沖縄工業高等専門学校  
学生課学生係

### 令和6年度前期授業料免除について（通知）

このことについて、下記のとおり募集しますのでお知らせいたします。  
つきましては、申請希望の方は下記をご確認の上、所要の手続きを行うようお願いいたします。  
なお、申請した方におかれましては、採否結果が確定するまでは前期授業料の徴収が猶予されることを申し添えます。

#### 記

#### 1. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免

**※既に採用（予約採用含む）されている方は、本手続きは不要です。**

**また、すでに書類を受け取り申請手続きを進めている方は同内容となりますので、再度の手続きは不要です。**

#### 【対象】

本科4、5年生及び専攻科生（本科4年以上において原級留置のある者を除く。）

※「高等教育の修学支援新制度」については、同封の資料をご確認願います。また、給付奨学金案内は以下のサイトで確認することができます。

[日本学生支援機構 2024年度在学者用 給付奨学金案内]

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku\\_etc.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html)

#### 【申請手順】

##### 1. 申請資料の受取

以下のいずれかの方法により、申請資料を配布しますので学生課学生係に申出ください。

- (1) 学生課窓口（平日8：30～17：00）
- (2) 返信用封筒（角形2号、250円切手貼付）を同封の上、郵送で資料請求  
（事前に学生課学生係に電話連絡願います。）

※ご自身の世帯が対象となりうるかは、以下のサイトで確認することができますので、事前にご活用願います。

[日本学生支援機構 進学資金シミュレーター]

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※2. 以降の手続きの時間を考慮いただきお早めの申出をお願いします。

2. 必要書類の提出（5月10日（金）まで）

配布資料をご確認の上、以下の書類を学生課学生係に提出願います。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）
- (2) 給付奨学金確認書
- (3) その他必要な書類（詳細は、配布された奨学金案内をご確認願います。）

※（1）、（2）については指定様式を配布します。

3. スカラネットへの申請情報入力（5月24日（金）まで）

必要書類を提出後、スカラネット入力に必要なIDを配布しますので、入力を完了願います。

4. マイナンバー提出書の提出（5月31日（金）必着）

スカラネット入力後1週間以内にマイナンバー提出書を日本学生支援機構に直接郵送願います。

## 2. その他の授業料免除

- ・災害等の特別な事情による授業料免除【全学年対象】

以下の例に該当する方は、「高等教育の修学支援新制度による授業料減免」とは別に授業料免除が認められる場合がありますので、申請を希望する場合は**5月10日（金）まで**に学生課学生係にご連絡願います。申請書類・提出期限等についてご案内いたします。

※申請要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変があった場合
- (2) 免除算定基準日（原則として、前期の授業料にあつては4月1日、後期の授業料にあつては10月1日をいう。以下同じ。）前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者

**【担当】**

〒905-2192

沖縄県名護市字辺野古 905 番地

沖縄工業高等専門学校 学生課学生係

Tel. 0980-55-4032 Fax. 0980-55-4012

Email. ggakusei@okinawa-ct.ac.jp

## 令和6年度授業料免除申請要項（抜粋）

沖縄工業高等専門学校

# I 授業料免除等の申請について

## 1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) ・過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。

・4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村住民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第I区分	100円未満	満額（上限の範囲内） 年額：234,600円
第II区分	100円以上～25,600円未満	第I区分の減免額の2/3 年額：156,400円
第III区分	25,600円以上～51,300円未満	第I区分の減免額の1/3 年額：78,200円
第IV区分	51,300円以上～154,500円未満	第I区分の減免額の1/4 年額：58,700円

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

## 2 その他の授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

① 免除算定基準日（原則として、前期の授業料にあつては4月1日、後期の授業料にあつては10月1日をいう。以下同じ）前6月以内（新入学生に対する入学した日の属す

る期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

対象学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難<sup>※1</sup>であると選考機関が認める場合

① 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

② 在学した期間が通算して36月を超える者等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀<sup>※2</sup>と認められる者

③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀<sup>※2</sup>と認められる者

④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難<sup>※1</sup>であると選考機関が認める場合

①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は新制度の例に準ずる)の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。

②事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。

※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類(所得の計算に必要な書類については授業料免除取扱いガイドライン2-1-1を参照)を基に算出することとするが、これに寄り難い場合は、個別に相談すること。

③家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書(様式自由)があり、またその理由が妥当だと判断できること。

(4) 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除申請を行える場合

・経済的理由による場合

経済的理由によって授業料の納付が困難<sup>※1</sup>であり、かつ、学業優秀<sup>※2</sup>と認められる場合

○対象：・令和元年度に第4学年以上(専攻科を含む。)に在籍していた学生

・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生

・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」<sup>※1</sup>とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績(専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校)又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者(授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。)は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

### 3 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

#### 4 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

#### 5 申請に関するお問い合わせについて

- ・ご不明な点等ありましたら、学生課学生係（TEL：0980-55-4032）までお問い合わせください。（8：30～17：00 ※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く）

お金の心配なく学び続けたい

学生のみなさんへ

# 学びたい気持ちを 応援します

経済的に困難な学生等を支援する  
制度についてチェックしよう

高等教育の修学支援  
公式キャラクター

まねこ先生



まなびーニャ

注目!

[対象]住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生等

授業料・入学金の  
免除/減額

+

給付型奨学金の  
支給

2024年度(令和6年度)より支援対象が拡大します!

申請期間

2024年4月～・9月～

Ⓜ 学校ごとに締切日が異なるので確認を。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校



ポイントは次頁へ▶▶



学生のみなさん！

# 高等教育の 修学支援新制度を 知っておこう！

経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう、授業料等の免除・減額と給付型奨学金により、意欲のある学生等のみなさんの「学び」を支えます。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けられるので、確認してみましょう。

## ▶ 貸与型奨学金（無利子・有利子）を借りている人へ

新制度なら給付型奨学金・授業料等免除・減額を受けられる可能性があります

## ▶ 今まで奨学金や授業料等の免除・減額を受けていなかった人へ

支援の内容が充実しているので確認してみましょう

### Point 1

## どんな人が対象になるの？

要件を満たす人全員が支援を受けられます。大学等ごとの人数制限（推薦枠）はありません。



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

基準を満たす世帯年収は、家族構成等により異なります。



学ぶ意欲がある学生等であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

しっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

❗ この他にも要件があります。詳しくはJASSOや文部科学省のホームページ、学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

**将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です。**

### Point 2

## 給付型奨学金の支給額は？

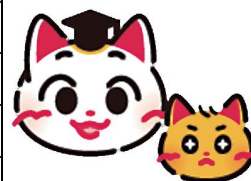
住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合は、下記の額が支給されます。

（住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分～第Ⅳ区分）の場合は、Point 4へ）

### 給付型奨学金の支給月額

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29,200円 (33,300円)	66,700円
	私立	38,300円 (42,500円)	75,800円
高等専門学校（4年・5年）	国公立	17,500円 (25,800円)	34,200円
	私立	26,700円 (35,000円)	43,300円







❗ 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。なお、家賃を支払いながら児童養護施設等から通学する人は、「自宅外通学」の申請ができます。



# 主なスケジュール

2024年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおりです。

2024年 ～4月	準備	 学生	文部科学省やJASSOのサイトで、制度の詳細や自分が対象になりそうかを確認し、学校から申込書類をもらいましょう。
給付型奨学金	4月～5月	給付型奨学金 申込み	 学生   学校に必要な書類を提出し、インターネットで申し込みます。 また、マイナンバー(本人分・父母等分)をJASSOに提出します。 ① 申込期間は学校により異なりますので、在学中の学校に確認してください。
	(申込後)	推薦	 学校   学業成績・学修意欲などを確認のうえ、JASSOに推薦します。
	7月頃	支援開始	JASSO   選考結果を通知したうえで対象者に4月分から支援を行います。
免除・減額等	学生	申込み 免除・減額	 学校   申込みのスケジュールや方法は学校により異なります。 在学中の学校に確認してみましょう。

## Point3

### 授業料・入学金の免除・減額は？

給付型奨学金の対象者は、大学等へ申し込むことで、最大で年間約70万円の授業料の免除・減額を受けることができます。(住民税非課税世帯に準ずる世帯(第Ⅱ区分～第Ⅳ区分)の場合は、Point4へ)

#### 免除・減額の年額

(住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)の場合)

区分	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円



※支援額は単位未満を四捨五入しています。

① 「入学金」の免除・減額を受けられるのは、入学後3か月以内に申請して支援対象となった学生等です。夜間部や通信教育課程の場合は、これとは別の額になります。

## Point4

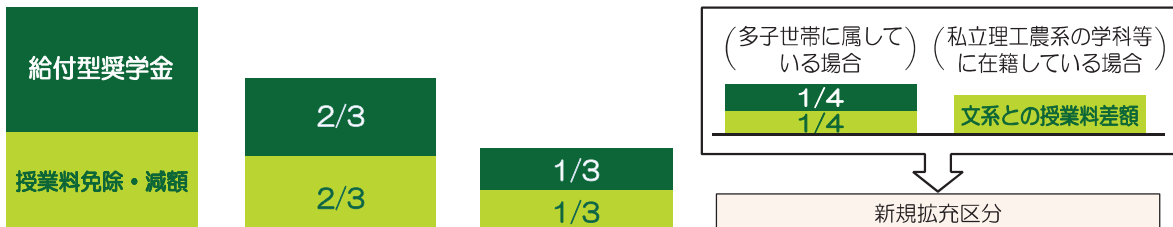
### 世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯構成や収入などに応じて支援額の区分が決まります。  
(2024年度より、多子世帯や私立理工農系の学科等に通う学生の間層へ支援を拡大します。)  
「進学資金シミュレーター」(左下のQRよりアクセス)で、支援額の区分や給付奨学金の月額を試算することができます。

進学資金  
シミュレーター



自分が支援の対象になるか調べてみよう。



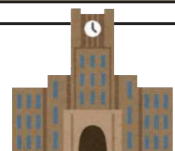
年収の目安

～約300万円 住民税非課税世帯(第Ⅰ区分)  
～約400万円(第Ⅱ区分)  
～約460万円(第Ⅲ区分)  
～約700万円(第Ⅳ区分)

※「多子世帯支援」(扶養する子供が3人以上いる世帯)や「理工農系支援」の詳細は次ページのQ&Aをご覧ください。  
※第Ⅳ区分(理工農系)の支援額は、授業料の文系との差額に着目した額になります。

① 毎年6月に更新される所得(住民税)情報で区分が判定されるので、例えば高校生のときに申し込んで対象外だった場合も、進学後(秋以降)に申し込んで支援対象となる可能性があります。

自分の在学している学校が制度の対象になっているか、確認してみましょう！  
⇒ 対象校の一覧



## Q & A

### Q 世帯収入や資産、学修意欲等の要件を満たせば支援の対象になるのですか？

A. 学修意欲等の他にも、高等学校等を卒業してから大学等に入学するまでの期間等についての要件がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される「給付奨学金案内」等で確認してください。

### Q 給付型奨学金とあわせて、貸与型奨学金を借りることはできますか？

A. 貸与型奨学金を借りることはできますが、第一種奨学金(無利子)は、給付型奨学金の支援区分(第I区分～第IV区分)に依りて、貸与を受けられる金額が制限されます。第二種奨学金(有利子)は、給付型奨学金を受ける場合の制限はなく、希望する金額を利用できます。第一種奨学金が制限されたために更に奨学金が必要な場合は、給付型奨学金の申込みとあわせて、第二種奨学金を新たに申込むことも可能です。

### Q 申込みを行う際に、準備しておくことにはどのようなことがありますか？

A. 申込みには本人と父母(父母がいない場合は、代わって生計を維持している者)のマイナンバーの提出が必要になります。マイナンバーカードを持っていない人は、別の提出書類を用意する必要がありますので、JASSOのホームページや学校から希望者に配付される説明資料を確認してください。

### Q 2024年からの「多子世帯支援」、「理工農系支援」とはどのような内容ですか？

A. 多子世帯支援は扶養する子供の数が3人以上である世帯(扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援)が対象となります。

理工農系支援は、私立の理工農系の学科等に通う学生が対象となります。対象となる学科等は、文部科学省のホームページで公表しています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1421838\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm)

対象機関リスト



## information

### i くわしい情報はこちら

まずは、LINE公式アカウント「高等教育の修学支援」に、ぜひご登録ください。



<https://line.me/R/ti/p/%40222cbxug>



奨学金に関するより詳しい情報は、こちらからもご覧いただけます。



「給付奨学金」  
日本学生支援機構 奨学金ホームページ  
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

### i 支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金に関するよくある質問を掲載しています。

日本学生支援機構 奨学金相談サイト  
<https://www.shogakukinsupport.jp/>



一般的なお問い合わせの相談窓口です。

日本学生支援機構 奨学金相談センター  
電話：0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)  
月曜日～金曜日 9時～20時 (土日祝日、年末年始を除く)

奨学金の申込手続きは在学中の学校で行います。手続きのスケジュールや個別の提出書類は、在学中の学校に相談してください。

マイナンバー提出については「マイナンバー提出に関する専用コールセンター」(学校から配付される申込書類に記載しています)に相談してください。